

さいたま市水道局告示第20号

水道局営業系業務について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の収納に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により下記のとおり告示する。

令和8年2月2日

さいたま市水道事業管理者 小島 豪彦

1 業務名

水道局営業系業務

2 指定公金事務取扱者

(1) 名称 一般財団法人埼玉水道サービス公社

(2) 住所又は事務所の所在地 さいたま市北区東大成町二丁目445番地1

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和8年1月20日

4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和8年1月28日

5 委託する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

6 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る収入又は支出

(1) 水道料金

(2) 下水道使用料

(3) 証明書発行手数料

(4) 有料修繕工事費

(5) 物品（さいたまの水）の販売代金

7 連絡先

(1) 担当 さいたま市水道局業務部営業課営業企画係

(2) 電話 048（714）3084